

# 經 濟 觀 光

## 経済・雇用対策（経済・雇用戦略課）

### 1. 経済活性化対策

#### (1) まちなか・コミュニティビジネス支援事業（H 26新規事業）

地域が抱える課題をビジネスの手法で解決し、利益を地域に還元するコミュニティビジネスの起業を支援することにより、まちなかの再生を図る。

##### 【事業の概要】

対象者：市内の個人、団体

対象経費：起業に必要な施設改修等に要する経費

補助金額：補助対象経費の1/2以内（1件あたり450万円を上限）

#### (2) 新規創業・開業支援事業

新たに創業を予定している事業者を支援することにより、商業の振興を図る。

##### 【事業の概要】

対象者：新たに創業を予定している者、業種転換を予定している事業者

対象事業：小売業、卸売業、サービス業、飲食業

補助金額：補助対象経費の2/3以内（1件あたり50万円を上限※特定区域は100万円）

#### (3) 鳥取市トライアル発注事業

中小企業や大学発ベンチャーによる新商品開発における販路開拓を支援し、新産業の育成を図るとともに、鳥取市における産業の活性化を図ることを目的に、市内で製造される優れた新商品等を必要に応じて優先的に購入する。

##### 【事業の概要】

対象者：中小企業、協同組合、生産者団体など

対象分野：市内で製造される優れた新商品等（新製造技術関連、バイオテクノロジー関連、医療・福祉関連、環境関連、情報・通信関連等）

購入限度額：100万円

【平成25年度実績】 3件

#### (4) 小・中学生ものづくり人材育成事業

市内の小・中学校を対象に、ものづくりに対する意識の啓発を行うことで、将来の鳥取市を担うものづくり人材の育成を目指して、小・中学校、公民館におけるものづくり出前講座の支援等を行う。

【平成25年度実績】 23回

#### (5) 食品加工産業育成事業

農林水産物等を活用した食品加工に係る新規事業の創出並びに土産物等の食品加工に係る新商品の開発及び既存商品の改良を行う食品加工関連事業者を支援する。

##### 【事業の概要】

対象者：中小企業者、協同組合又は生産者団体

対象分野：食品加工関連産業

補助金額：補助対象経費の2/3以内（1件あたり100万円を上限）

審査方法：事前評価及び外部審査委員会の審査を経て行う。

【平成25年度実績】 8件

#### (6) スマートグリッド推進事業

産業振興や雇用創造に繋げていくため、本市企業におけるスマートグリッドに対する取組や、スマー

トグリッド関連設備・機器の製作等に支援する。

【平成25年度実績】 交付件数：2件

### (7) 環日本海経済交流事業

環日本海諸国との経済交流を活発化させるため、経済交流を促進する覚書を締結した、ウラジオストク市や中国延辺朝鮮族自治州との経済交流の推進を行うほか、市内企業、経済・観光団体、関係機関で構成する「鳥取市国際経済発展協議会」を中心に、市内企業と日本海諸国との交流の橋渡しや、市内経済・観光関係者や貿易関連機関等とネットワークを形成し、経済交流の具体的支援を行って行く。

【平成25年度主な実績】

- ・「鳥取市国際経済発展協議会」の設立、「環日本海経済交流センター」の設置（H 25. 4. 1）
- ・中国延辺朝鮮族自治州投資貿易フェア（H 25. 8. 27～9. 1）5社出展
- ・ロシアウラジオストク市チャーター便による経済・観光団派遣・商談会の開催（H 25. 9. 26～9. 30）9社参加

## 2. 中小企業金融対策

中小企業者を支援するため、次の融資制度を設けている。（金利は変動）

（平成26年4月1日現在）

	資金名	概要	貸付限度額	貸付利率	貸付期間 (カッコ内は据置)	申込窓口
一般 資 金	① 鳥取市中小企業小口融資	従業員数が20人以下（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）にあつては5人以下）の中小企業者への融資資金	1,250万円	1.66% (特別利率 1.43%)	運転資金 5年(6月)以内 設備資金 7年(1年)以内	・商工会議所 ・商工会
	② 鳥取市小規模事業者融資	従業員数が20人以下（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）にあつては10人以下）の中小企業者への融資資金	1,500万円	1.66% (特別利率 1.43%)	運転資金 5年(6月)以内 設備資金 7年(1年)以内	・商工会議所 ・商工会 ・商工会連合会 ・中央会
	③ 鳥取市中小企業経営安定化資金	市内中小企業者への融資資金	・設備資金 3,000万円 (8/10以内) ・運転資金 2,000万円	1.66% (保証なし 1.96%)	運転資金、設備資金とも10年(1年)以内	・商工会議所 ・商工会 ・商工会連合会 ・中央会
借換 資金	④ 鳥取市経営安定支援借換資金	保証協会の信用保証付き借入金の借換に必要な資金	2億円 (借換する既存借入金の当初借入額の合計額が上限、借換と併せて行う経営改善の取組みに必要な運転資金及び設備資金)	1.66% (特別利率 1.43%)	10年(3年)以内	・商工会議所 ・商工会 ・商工会連合会 ・中央会

	資金名	概要	貸付限度額	貸付利率	貸付期間 (カッコ内は据置)	申込窓口
新規事業資金	⑤ 鳥取市新規参入資金	①創業貸付 新たに事業を営もうとする者等への融資	1億円	1.66%	10年(2年)以内	・商工会議所 ・商工会 ・商工会連合会 ・中央会
	⑤ 鳥取市新規参入資金	②新分野進出貸付 新産業・新事業の創出の促進を図るとともに、人材の確保に努め積極的に事業拡大を図る中小企業者への融資	1億円	1.66%	10年(2年)以内	・商工会議所 ・商工会 ・商工会連合会 ・中央会
		③経営革新貸付 先端技術の開発・導入及び新製品の開発等について実施又は具体的計画を有する者への融資		1.43%		
特別資金	⑥ 鳥取市「地産地消の店」支援資金	鳥取市「地産地消の店」として認定されている中小企業者への融資資金	1,000万円	1.66% (保証なし 1.96%)	7年(1年)以内	・商工会議所 ・商工会 ・商工会連合会 ・中央会
	⑦ 鳥取市経営体質強化資金	次のいずれかに該当する中小企業者への融資資金 ・最近3か月の売上高又は販売数量が平成19年4月以降のいずれかの年の同期と比べ5%以上減少している者 ・中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に該当する中小企業者であって、信用保険法第2条第5項の規定により市長の認定を受けた者	8,000万円	1.43%	10年(3年)以内	・商工会議所 ・商工会 ・商工会連合会 ・中央会
倒産対策	⑧ 鳥取市中小企業取引安定化対策資金	取引企業の倒産等による急激な取引環境の変化により、経営の安定に支障を生じている中小企業者への融資資金	5,000万円	1.66%	7年(1年)以内	・商工会議所 ・商工会 ・商工会連合会 ・中央会
経済変動対策	⑨ 鳥取市地域経済変動対策資金	地域経済に大きな影響を及ぼす基幹的企業の事業活動の変化等経済変動事象により影響を受けた中小企業者への融資	2億8,000万円	1.43%	10年(3年)以内	・商工会議所 ・商工会 ・商工会連合会 ・中央会

	資金名	概要	貸付限度額	貸付利率	貸付期間 (カッコ内は据置)	申込窓口
災害対策	⑩ 鳥取市災害等緊急対策資金	自然災害等で被害を受けた中小企業が、復旧等のために必要な資金	2億8,000万円	1.43%	運転資金 10年(3年)以内 設備資金 15年(3年)以内	・商工会議所 ・商工会 ・商工会連合会 ・中央会
借換資金	⑪ 経営再生円滑化借換特別資金	厳しい経済環境を背景に資金繰りの安定を図りながら経営改善に取り組む中小企業者等に対して超長期の借換資金により償還負担の軽減と経営改善の着実な取り組みを支援することにより、中小企業者等の経営再生が図られることを目的とする資金	保証協会の定めるところによる	1.43%	10年以内(1年以内)	・商工会議所 ・商工会 ・商工会連合会 ・中央会
				1.60%	15年以内(1年以内)	
特別資金	⑫ 鳥取市新規需要開拓設備資金	中小企業者の新たな需要獲得を目指す競争力強化のための事業展開に必要な資金の融資を促進することを目的とした資金	保証協会の定めるところによる	10年以内 1.66% (特別利率 1.43%) 10年超 1.87% (特別利率 1.60%)	20年以内(3年以内)	・商工会議所 ・商工会 ・商工会連合会 ・中央会

### 3. 中小企業・商業活性化対策

地域経済活性化のため、新たに創業・開業をする者などを支援するとともに、中心市街地商業の振興を図るため、次のような支援を行う。

補助対象事業	補助対象事業内容	補助の対象となる商店街団体等(事業実施主体)	補助対象経費	補助率 限度額
商店街にぎわい形成促進事業	(1) 活動支援事業 ①地域の文化、人材、資源を活かした商店街づくりを行うソフト事業 ②販売促進活動、異業種交流、新商品開発、勉強会、調査事業など商業振興に関するソフト事業	商業者のグループ 商店街振興組合 事業協同組合 まちづくり会社 任意の商店会 中心市街地活性化協議会NPO	当該事業に要する謝金、旅費、会場借上料、機器賃借料、雑役務費、広告宣伝費、通信運搬費、消耗品費、委託費、その他市長が特に必要と認める経費	2/3 50万円

補助対象事業	補助対象事業内容	補助の対象となる商店街団体等（事業実施主体）	補助対象経費	補助率 限度額
商店街にぎわい形成促進事業 (2) 環境整備事業	来街者の利便性の向上や安全安心のまちづくり、環境への負荷軽減を図るなど、商店街振興組合等が取り組む公共性の高い環境整備事業	商店街振興組合 商店街振興組合連合会 任意の商店会 まちづくり会社	新たな整備をする場合、当該事業に要する経費	1/2 50万円
商店街イベント開催支援事業	市商業の活性化と、集客力の向上に資するため、企画立案段階より、周辺自治会、NPO、学生等と協働し、地域のコミュニティの場として魅力のあるイベント又は地域の特性を活かしたイベントを実施するもの ②中心市街地活性化関連施策に併せて実施するイベント又は商店街等の販売促進に関するイベントを実施するもの	商店街振興組合 商店街振興組合連合会 事業協同組合 任意の商店会	当該事業に要する謝金、旅費、会場借上料、機器賃借料、雑務費、広告宣伝費、通信運搬費、消耗品費、委託費、その他市長が特に必要と認める経費	4/5 80万円（ただし、商店街振興組合連合会に係る補助金にあっては、160万円）
中心市街地活性化推進事業	鳥取市が定めた中心市街地活性化基本計画に基づき実施される事業であり、その事業実施に必要な調査、設計書等を作成するもの	商店街振興組合 事業協同組合 任意の商店会 商工会議所 まちづくり会社 中心市街地活性化協議会 NPO	当該事業に要する謝金、旅費、会場借上料、通信運搬費、消耗品費、委託費、印刷製本費、その他市長が特に必要と認める経費	2/3 200万円
大型空き店舗対策事業	大型空き店舗を商業施設等として活用するもの (要件) ・賃貸物件で過去に使用されていたもの ・1階部分が空いているもの ・空いている部分が延べ115.5㎡以上のもの	事業者 商店街振興組合 まちづくり会社	テナントとして営業を行う事業に要する経費のうち、店舗賃借料(共益費、駐車場代を除く)、店舗改装費及び広告宣伝費	3/4 300万円

#### 4. チャレンジショップ事業

新たに創業・開業をめざす市民等に対し、中心市街地の空き店舗を整備し、比較的安価な家賃で貸し出すとともに、専門家による経営指導や店舗PR等の支援を行うことにより、中心市街地での新規開業の促進ならびに空き店舗の解消を図る。なお、事業実施については、鳥取商工会議所に対して委託している。

#### 5. 雇用対策

##### (1) 雇用創造戦略推進事業

「鳥取市雇用創造戦略方針」に基づき、平成22年度から平成25年度までに5,000人以上の雇用の場を

確保するため、35の重点事業を推進する取り組みを行う。

**【事業の概要】**

- ・重点事業を推進する官民協同チームによる調査研究、視察、学習会等の実施
- ・緊急雇用創出事業を活用した、重点事業を推進するコーディネーターの雇用
- ・緊急雇用創出事業を活用して戦略方針重点事業分野における先進的・モデル的事業を事業者へ委託

**【平成25年度実績】** 雇用創造数 1,769人 平成22年度からの累計：6,322人

**(2) 地元就職支援・人材確保支援事業**

市内企業の事業再編による離職者の地元定着のための再就職支援と人材を確保することにより、地域の産業の再出発に資するため、要件を満たす企業へ雇用奨励金を交付する。

鳥取市求人・求職データベースに登録された離職者を正規雇用した企業に勤務開始日から6か月経過後に一人につき20万円を交付。

**【平成25年度実績】** 20社、24名分交付

**(3) 雇用アドバイザー出張相談**

求職者の就労支援を行うため、市内の公民館などで求人情報案内や離職に伴う相談を行う。

就労支援の内容

- ・鳥取公共職業安定所管内の求人情報案内に基づく情報提供、離職に伴う相談
- ・職業選択についての相談
- ・職業訓練、体験講習、各種セミナー、就職面接会などの情報提供
- ・履歴書、職務経歴書の書き方、面接対策についての情報提供

**(4) 無料職業紹介事業**

雇用を促進するため、事業再編等に伴い離職された方々や大学等卒業予定者・高等学校等を卒業され就職していない方、ひとり親家庭の父又は母などの求職者に対し、鳥取市無料職業紹介所に登録されている求人企業の斡旋を行う。

名 称：鳥取市無料職業紹介所（経済観光部 経済・雇用戦略課内）

開 設：平成16年10月1日

対象者：ひとり親家庭の父又は母

母子生活支援施設の利用者

誘致企業への就職希望者

市内へのU J I ターン希望者

市内工業団地に進出、移転した企業への就職希望者

**【(3)～(4)における平成25年度実績】**

相談者数（出張相談を含む） 334人

出張相談カ所 1カ所

就職者数（内定を含む） 71人

※鳥取市求人・求職データベースを活用した職業紹介を実施した。

**【平成25年度実績】**

新規登録企業数 79社

新規登録求職者数 130人

就職者数 183人

**(5) とっとり若者インターンシップ**

若者求職者と雇用者とのマッチングを図り、若者の雇用を促進するため、採用意欲のある事業所に

において実習を行い就職に結びつける支援を行う。

【事業の概要】

- ・雇用支援コーディネーターによる、受入事業者と実習生の調整、指導
- ・実習期間：3ヶ月以上6ヶ月未満
- ・実習生に対する助成：実習奨励金 5,000円/日
- ・事業所に対する助成：受入助成金 2,000円/日

【平成25年度実績】登録事業所23社 実習申込者74名 実習実施64名 就職者52名

(6) 求職者教育訓練助成事業

求職者が、就職のために必要な教育訓練を自己負担で受けたとき、経費の一部を助成する。

【事業の概要】

- 対象者：65歳以下の求職者で、雇用保険の給付対象とならないもの
- 補助金額：補助対象経費の1/2（1件当たり5万円を上限）

【平成25年度実績】10件

(7) シルバー人材センター助成事業

高齢者の能力の積極的な活用や社会参加を図り、もって高齢者の福祉の増進に資するため、高齢者にその希望に応じた臨時的かつ短期的な就業機会の提供を行う公益社団法人鳥取市シルバー人材センターの運営及び事業に要する経費を補助する。

(8) 障がい者雇用奨励事業

障がい者を雇用する市内事業所に対し、奨励金を交付し、障がい者雇用の促進を図る。

【事業の概要】

障がい者を対象とした国のトライアル雇用を行った事業所が、終了後に常用雇用に移行した場合に、一人あたり5万円の雇用奨励金を支給。

【平成25年度実績】1件

(9) 鳥取市雇用促進協議会

市内の雇用創造及び促進に関係している機関との連携を図り、雇用促進に関する事業を行う。

【平成25年度実績】

- ・高校生、大学生を対象とした企業見学会（参加校：大学2校、高校4校 訪問企業：23社）
- ・若者の職場定着促進事業（2回開催、57人参加）
- ・パソコン技能&コミュニケーション研修（4回開催、72人参加）
- ・障がい者雇用を進める事業主支援セミナー（1回開催、32事業所・56人参加）

(10) 雇用創出の基金による事業

①緊急雇用創出事業臨時特例基金事業

離職を余儀なくされた失業者等の一時的な雇用・就業機会を創出する。

【平成25年度実績】

事業件数 92件、事業費 441,449千円、雇用創出人数 311人

(11) 第3次鳥取市経済再生・雇用創造戦略（H26新規事業）

「第3次鳥取市経済再生・雇用創造戦略」に基づき、平成26年度から平成29年度までに5,000人以上の雇用創造を目指し、次の3つの柱を設け戦略的に取り組んでいく。

- ・経済再生のための成長産業の創出
- ・地域資源活用による産業創出
- ・地域課題解決による産業創出

## 6. 計 量 事 務

消費者の生活の安全を守るため、計量器（はかり）の適正な使用を促進するとともに、事業所への計量器の定期検査と立入検査を行う。該当する計量器は、スーパーや商店などで使用するはかり、小中学校で証明に使用するはかり、ガソリンスタンドの給油機、電気やガスのメーター、タクシーメーターなど。この事務は、平成17年10月1日の特例市移行により本市が行っている。

### 【平成25年度実績】

定期検査 360事業所（はかり788台、分銅412個）

立入検査 10事業所（食品453個）

## 7. 鳥取市公設地方卸売市場（鳥取市南安長二丁目）

開 場 日：日曜日、国民の祝日、1月2日・3日・4日、8月15日・16日、  
12月31日及び臨時休場日以外の日

開 場 時 間：午前4時から午後4時まで

敷 地 面 積：32,237㎡

開 設 日：昭和48年4月1日

指定管理者：協同組合 鳥取総合食品卸売市場

指 定期 間：平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

取 扱 高

（単位：数量＝トン、金額＝千円）

	平成25年度	
	数 量	金 額
青 果 部	24,926	6,247,913
水 産 物 部	1,826	1,431,953
花 き 部	6,194	399,666
合 計		8,079,532

※花き部の数量の単位は千本

## 産 学 官 連 携（経済・雇用戦略課）

### 1. 産学官連携事業の推進

今後の産学官連携体制の充実や産学官連携事業の活性化を図るため、企業ニーズの把握を目的とした高等教育機関や金融機関との連携による企業訪問などを実施する。

また、産学官連携のネットワーク強化を目的として、産学・地域連携推進室連絡会（月1回）、中国地域産学官コラボレーション会議、鳥取県内四市と鳥取大学との連絡協議会、とっとり産業フェスティバル、東部農商工こらぼネット会議等へ参加するとともに、鳥取市と鳥取大学との意見交換会、鳥取市経済観光部と鳥取大学との連絡会、鳥取環境大学との産学官連携に関する懇談会、農商工連携セミナーなどを実施する。

### 2. 産学官連携地域経済活性化事業

#### (1) 新技術研究開発事業

地場産業の活性化及び本市における産業技術の高度化を図るため、中小企業者などと大学などと行われる新技術・新製品の開発を目的とした共同研究を支援する。

【事業の概要】

- 対象者：鳥取市内に事業所又は工場を有する中小企業者
- 対象事業：学術研究機関との共同研究により、新技術の実用化のための研究開発を行う事業
- 補助金額：補助対象経費の2/3以内（1件当たり100万円を上限）
- 審査方法：事前評価及び外部審査委員会の審査を経て行う

(2) 農商工等異業種交流支援事業

農業者、商業者、工業者等の異業種との交流により、新たな製品開発を支援する。

【事業の概要】

- 対象者：新たな製品開発を行う中小企業者、協同組合又は、生産者団体
- 対象事業：学術研究機関との連携及び農業者、商業者、工業者等の異業種との交流により、新たな製品開発を行う事業
- 補助金額：補助対象経費の2/3以内（1件当たり100万円を上限）
- 審査方法：事前評価及び外部審査委員会の審査を経て行う

(3) 産学官連携起業化推進支援事業

学術研究機関との連携により、本市での起業又は事業設立を支援する。

【事業の概要】

- 対象者：新たに起業又は事業設立を行う中小企業者又は個人
- 対象事業：学術研究機関との連携により、本市での起業又は事業設立を行う事業
- 分野：新製造技術関連、バイオテクノロジー関連、医療・福祉関連、環境関連、情報・通信関連等
- 補助金額：補助対象経費の2/3以内（1件当たり100万円を上限）
- 審査方法：事前評価及び外部審査委員会の審査を経て行う

3. 乾燥地研究情報発信事業

鳥取大学乾燥地研究センターの研究成果を広く情報発信するため、事業に要する経費に対して補助する。

地場産業の振興（経済・雇用戦略課）

1. 地産地消推進事業

地産地消の推進を図るため、「鳥取市地産地消行動指針：第四期推進期間（平成24～26年度）」の3年目として、関係団体、関係機関などと連携して「鳥取市地産地消行動実施計画」に基づき各種事業を実施する。

(1) 地産地消フェアの開催

地元で生産されたものを地元で消費する「地産地消」により地元産業の活性化や食育の推進を図るため、地産地消フェアを開催する。

【平成25年度実績】

平成26年2月9日 とりぎん文化会館

## (2) 食育アドバイザー派遣事業

小・中学生、保育園児・保護者や市街地の消費者が、農林水産物や地域の食材を使った伝統料理に対する理解を深めるため、食育アドバイザーとして選定した伝統料理の保存や農産物の加工に取り組んでいる農業者などを保育所・小中学校での食育や、地域での学習会の講師として派遣する。

### 【平成25年度実績】

派遣件数 61件  
参加数 1,029人

## (3) 地産地消の店認証事業

地産地消の浸透を図るため、地元の農林水産物を積極的に使用する飲食店などを「地産地消の店」に認定する。

### 【平成25年度実績】

認定店 88店

## (4) 学校給食計画栽培支援事業

学校給食における地元産食材の利用促進を図ることを目的に、学校給食用に農産物を計画的に生産出荷する団体に対し、助成を行う。

### 【事業の概要】

対象者：生産者により組織された団体  
補助金額：生産農家1戸当たり3,000円  
学校給食への提供量10kg当たり15円

### 【平成25年度実績】

ばれいしょ生産組合	生産農家8戸、供給量	12.1t
にんじん生産組合	生産農家8戸、供給量	4.3t
たまねぎ生産組合	生産農家12戸、供給量	19.7t
かんしょ生産組合	生産農家17戸、供給量	8.6t
千両なす生産組合	生産農家15戸、供給量	2.1t
白ねぎ生産組合	生産農家10戸、供給量	4.3t
生姜生産組合	生産農家12戸、供給量	0.4t
ブロッコリー生産組合	生産農家10戸、供給量	1.2t
アスパラガス生産組合	生産農家9戸、供給量	0.8t
さといも生産組合	生産農家4戸、供給量	8.4t

## (5) 学校給食用農産物供給支援事業

地元でとれた農産物の学校給食における利用の促進を目的とし、供給体制の整備・充実に取り組んでいる団体を支援する。

### 【事業の概要】

対象者：5名以上の生産者により組織された団体  
補助金額：補助対象経費の10/10（1件当たり5万円を上限）

### 【平成25年度実績】 4件

## 2. 伝統産業等支援事業

### (1) ふるさと産業規模拡大事業

伝統的産業の振興を図るため、ふるさと産業（和紙、陶磁器、竹工、酒造、菓子、木製家具・建具

及びクラフトの製造業)を行う事業者が、既存の事業を拡大する際、実施する設備導入などに対して支援する。

【平成25年度実績】2件(和紙)

(2) 伝統工芸等後継者育成支援事業

文化的な財産である伝統工芸の保存及び活性化を図るため、伝統工芸などの技術を伝承することを目的とした研修の従事者及びその受け入れを行う事業者に対し支援する。

(3) 因州和紙振興

和紙文化の伝承と和紙産業の安定と発展を図るため、因州和紙を伝承していくことを目的とした各種事業に取り組んでいる団体に助成する。

また、因州和紙に関連した施設の管理を行う。

①鳥取市佐治町和紙生産伝習施設「かみんぐさじ」(鳥取市佐治町福園)

利用条件等：午前9時～午後4時30分(毎週水曜日休館) 紙すき体験料700円

敷地面積：2,614㎡(延床面積 989.87㎡)

開館：平成7年11月1日

指定管理者：有限会社かみんぐさじ

指定期間：平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

利用者数：平成23年度11,065人 平成24年度 10,128人 平成25年度 8,701人

②鳥取市あおや和紙工房(鳥取市青谷町山根)

利用条件等：午前9時～午後5時(毎週月曜日休館) 一般100円ほか

敷地面積：10,598㎡(建築面積 1,522㎡)

開館：平成14年8月2日

指定管理者：公益財団法人鳥取市文化財団

指定期間：平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

利用者数：平成23年度 13,282人 平成24年度 12,156人 平成25年度 18,581人

### 3. 物産振興

(1) 特産品PR事業

本市の特色ある特産品を多くの方に認知していただくとともに、特色ある素材を活かした特産品開発やブランド化を促進するため、民間販売施設と連携しながら特産品PR事業を行う。関西圏での特産品PR、郡山市をはじめとする国内姉妹都市等での物産展の出展など。

(2) 物産振興体制強化事業

日交本通りビルに新たな物産観光の拠点として「まちパル鳥取」を開業し、鳥取市観光コンベンション協会物産部門と連携しながら鳥取市ふるさと物産館の充実を図るとともに、本市の物産振興を進めていく。

(3) 鳥取市公式インターネットショップ「とっとり市」事業

物産振興や本市のイメージアップ、ブランド化を図るため、インターネットによる全国への販路拡大を行い、事業者と行政のネットワークの構築や新たなマッチングを展開していく。

【平成25年度実績】

145店舗出店(平成26年3月31日)

# 企 業 振 興 (企業立地・支援課)

## 1. 企業誘致推進事業

本市産業構造の高度化及び雇用機会の拡大を図るため、企業訪問等を積極的に展開することで本市への企業の進出・増設などを働きかけ、企業の立地や地元企業の事業拡大を促進する。

### (1) 鳥取市企業立地ガイド

主に県外企業誘致活動のため、企業誘致に必要な本市の現況、人材の状況、支援制度などの情報をまとめた冊子を作成する。

### (2) 企業立地促進補助金・資金融資事業

#### ①鳥取市企業立地促進補助金

対象事業：製造業、自然科学研究所、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業など

補助金額：投資額×(3%又は5%)に新規雇用者数に応じた額を加えた金額

限度額：3億円(加算措置を含む)

要件：製造業においては、投資額1億円以上(市内中小企業は3,000万円以上)及び新規常用雇用者数5人以上(市内中小企業は市内在住3人以上)の増加

※対象事業ごとに一定の投資額及び新規常用雇用者数に要件あり

#### ②鳥取市情報通信関連企業立地促進補助金

対象事業：情報処理・提供サービス業、ソフトウェア業など

補助金額：専用通信回線使用料及び借室料の1/6

限度額：4,000万円/年(加算措置を含む)

補助期間：操業から5年間

※対象事業ごとに一定の新規常用雇用者数に要件あり

#### ③鳥取市(鳥取県)企業立地促進資金融資制度

対象事業：製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、道路貨物運送業など

貸付限度額：設備資金 50億円

運転資金 1億円

貸付利率：保証付きの場合 年1.43%(変動)+年0.45%~1.45%(信用保証料)

保証なしの場合 年1.68%(変動)

貸付期間：設備資金 15年(据置2年)以内

運転資金 10年(据置2年)以内

※対象事業ごとに一定の融資対象施設の取得額及び新規雇用者数に要件あり

### (3) 工業団地分譲推進事業

企業誘致の受け皿となる、新たな工業団地の整備を推進するとともに、本市工業団地への進出を働きかける。

・河原インター山手工業団地の整備推進

場 所：河原町山手地内

分譲予定面積：5.5ha

分譲予定時期：平成27年度

#### 【(1)～(3)における平成25年度実績】

誘致企業数：8社

・シティコンピュータ株式会社

・愛ファクトリー株式会社

- ・ S K ソリューションズ株式会社
- ・株式会社源吉兆庵
- ・株式会社アクシス
- ・株式会社ライフオン
- ・株式会社アイネットサポート
- ・カトーレック株式会社

増設企業数：12社

- ・株式会社ジャパンディスプレイ
- ・大同端子製造株式会社
- ・日中東北物産有限会社
- ・株式会社五光
- ・株式会社円山菓寮
- ・安泰ニット株式会社
- ・気高電機株式会社
- ・サンライズ工業株式会社
- ・株式会社LASSIC
- ・河原ソーイング株式会社
- ・株式会社鳥取スター電機
- ・株式会社スイデン

## 2. 中小企業活性化対策事業

本市産業の振興及び地域経済の活性化を図るため、販路開拓や人材育成を行う中小企業を支援する。

### (1) ビジネスマッチング支援事業

#### ①展示会等出展事業

対象者：市内に事業所を有する中小企業者で、製造業、自然科学研究所、ソフトウェア業、デザイン業等の事業を営む者

対象事業：自社の商品、製品、技術等売り込むための展示会等への出展事業

対象経費：出展料、会場備品等リース料、印刷製本費、旅費、展示品搬送料

補助金額：対象経費の2/3

限度額：30万円（海外の場合は50万円）

#### ②ホームページ作成事業

対象者：市内に事業所を有する中小企業者で、製造業、自然科学研究所、ソフトウェア業、デザイン業等の事業を営む者

対象事業：ホームページ又は外国語ホームページを新たに開設し、又は全面改定する事業

対象経費：委託料

補助金額：対象経費の2/3

限度額：15万円

※国、県などから同様の補助等を受けていない事業とする。

【平成25年度実績】 22件（展示会等出展事業 19件、ホームページ作成事業 3件）

### (2) 中小企業人材育成支援事業

対象者：市内に事業所を有する中小企業のうち、次のいずれかに該当する企業

①経営革新計画の承認を受けている者 ※経営革新計画の承認は県が行います

②鳥取市企業立地促進要綱第4条に基づく指定を受けている者

③鳥取市情報通信関連企業立地促進補助金交付要綱第5条に基づく指定を受けている者

対象事業：それぞれの対象者が次の期間に行う経営・技術に関する研修など従業員などを対象とした人材育成事業

上記①の 経営革新計画等の実施期間中

上記②及び③の補助対象指定日から3年以内

対象経費：謝金、旅費、会議費、事務費、教材費、受講料など

補助金額：対象経費の1/2

限度額：25万円

※鳥取県経営革新支援補助金（人材育成事業）の交付を受ける事業である場合は、県の対象経費から200万円を控除した額を本補助金の対象経費とする。

【平成25年度実績】 4件

## 鳥取砂丘の活性化及び山陰海岸ジオパーク推進の取り組み

（鳥取砂丘・ジオパーク推進課）

### 1. 砂像制作事業

本市を代表する鳥取砂丘の中心観光施設である「砂の美術館」に、世界トップレベルの砂像を制作し、常設展示を行い、併せて、本市の魅力ある観光資源として情報発信し、観光客の増加を図る。

#### 【事業の概要】

壮大な鳥取砂丘で開催される「砂の美術館」は、平成18年度に開催された第1期展示から、平成25年度の第6期展示までの間、通算来場者が200万人に達した。

「砂の美術館」は、世界トップレベルの砂像を展示した施設であり、作品のクオリティの高さはもちろん、芸術的・文化的にも高く評価され、全国・全世界の注目の的である。

本市一押しブランドである「砂像」を活用した取り組みによって、砂像文化の普及・啓発を図っていくとともに、国内外に向けて情報発信を行っていく。

#### ※平成25年度実績

平成25年4月20日から平成26年1月5日まで開催した第6期展示「テーマ：砂で世界旅行・東南アジア～王朝の栄華とよみがえる神秘の国々～」の来場者は、過去最高となる55万人を超え、経済波及効果は133億円と試算されるなど、滞在型観光の新たな拠点として地域経済の活性化に大きく貢献した。

平成26年4月19日から平成27年1月4日まで開催する第7期展示「テーマ：砂で世界旅行・ロシア編～大国の歴史と芸術の都を訪ねて～」の砂像制作を行った。

【平成25年度決算額】 115,121千円

【平成26年度予算額】 137,173千円

### 2. 「砂像のまち鳥取」推進事業

本市の新たな観光ブランドとなった「砂像文化」を市民とともに育み、「砂像のまち鳥取市」を全国、全世界に発信する。

#### 【事業の概要】

ガーデニングワールドカップフラワーショー2013 in JAPAN におけるウェルカムガーデニング砂像の制作、ハウステンボス砂像制作 ほか。

【平成25年度決算額】 5,522千円

【平成26年度予算額】 4,030千円

### 3. 鳥取砂丘新発見伝事業

全国に鳥取砂丘の魅力を発信するため、行政と民間が一体となった砂丘観光の活性化を図る事業を実施し、イベント支援や団体育成を行う。

【事業の概要】

(1) 民間団体へのイベント実施委託と団体育成

- ・砂丘活性化事業の公募及び審査
- ・砂丘活性化事業の支援

※平成25年度実績

鳥取大砂丘第9回全日本サンドボード選手権大会  
 第25回鳥取砂丘たこあげフェスティバル  
 鳥取砂丘イリユージョンXI  
 第3回鳥取砂丘ALLSTARZ駅伝 など

(2) 砂丘の魅力に関する広報

(3) ホームページの管理

【平成25年度決算額】 10,738千円

【平成26年度予算額】 10,000千円

#### 4. 砂丘管理事業費

鳥取砂丘は、山陰海岸国立公園、世界ジオパークネットワークに認定された山陰海岸ジオパークに位置している。自然環境豊かな鳥取砂丘の保護・保全活動、観光客受け入れの環境整備等を行い、貴重な地形・地質の管理及び観光地としての魅力向上を図る。

(1) 保護・保全活動

鳥取砂丘漂着ゴミの処理  
 鳥取砂丘周辺の景観保全（下草刈り、清掃活動）  
 砂丘飛砂除去  
 鳥取砂丘ボランティア除草

※平成25年度実績 4,758人（43.2ha）

(2) 観光客受け入れ環境の整備

大型連休期間の道路渋滞対策（臨時駐車場開設、シャトルバス運行、交通誘導員配置）  
 鳥取砂丘駐車場の維持管理  
 砂の美術館展望駐車場整備（平成25年度実施事業）

【平成25年度決算額】 21,212千円 +（展望駐車場整備費用）142,870千円

【平成26年度予算額】 30,352千円

#### 5. 鳥取砂丘地域振興事業

鳥取砂丘は日本を代表する観光資源であり、国内外に誇れる貴重な財産である。

その鳥取砂丘に関する知識を深めるきっかけづくりとして「砂丘検定」を実施し、地域住民が観光客に対して、砂丘に関する情報を伝えられるようになることにより「もてなしの向上」を図る。

【事業の概要】

第5回鳥取砂丘検定の実施

※平成25年度実績

実施場所は「鳥取会場」の1か所。検定コースは、従来の「一般コース」、「基礎コース」、「上級コース」の3コース。

検定実施に合わせ「鳥取砂丘検定公式テキストブック」「鳥取砂丘まるごとハンドブック」を発行

した。

【平成25年度決算額】 400千円

【平成26年度予算額】 400千円

## 6. 山陰海岸ジオパーク推進の取り組み

鳥取県、兵庫県、京都府の3府県6市町にわたる山陰海岸地域を中心とした東西約120km、南北最大30kmのエリアにおいて、日本海形成に関わる多様な地形・地質遺産を活用し、地域経済の活性化を図り、持続可能な地域社会の発展につなげる。

山陰海岸ジオパークのエリアは、平成22年10月4日（日本時間）に、世界ジオパークネットワーク（GGN）に加盟認定された。平成25年12月には、既存エリアが日本ジオパークネットワーク（JGN）に再認定されたほか、旧気高郡3町（気高、鹿野、青谷）と安蔵、岩坪など鳥取市一部の拡大エリアがJGNに認定された。

平成26年度においては、GGNによる既存エリアの再認定審査、拡大エリアの認定審査が行われる。

### 【事業の概要】

#### (1) 山陰海岸ジオパーク推進協議会

山陰海岸国立公園内に面する地域の自治体、商工観光団体等で構成。山陰海岸ジオパークエリアの地質学的、生態学的環境の資源価値を継続して高め、これらを教育的活用やジオツーリズムの場として高度利用できる環境整備を行い、地域活性化のための活動を行うことを目的とし、平成19年7月16日に設立され、学術関係機関、民間団体等との連携を強化し、取り組みを進めている。事務局は、兵庫県但馬県民局。

（山陰海岸ジオパーク推進協議会構成団体）

市 町	京丹後市、豊岡市、香美町、新温泉町、岩美町、鳥取市
府 県	京都府、兵庫県、鳥取県
団 体	京丹後市商工会、京丹後市観光協会、豊岡商工会議所、豊岡市商工会、豊岡ツーリズム協会、但馬博物館連絡会、日和山観光株式会社、香美町商工会、香住観光協会、但馬漁業協同組合、遊覧船かすみ丸（有）、新温泉町商工会、浜坂観光協会、湯村温泉観光協会、七釜温泉旅館組合、浜坂町漁業協同組合、但馬海岸遊覧船、湯村温泉旅館料飲組合、岩美町商工会、岩美町観光協会、山陰松島遊覧(株)、鳥取商工会議所、鳥取市東商工会、鳥取市西商工会、(社)鳥取市観光コンベンション協会、鳥取県漁業協同組合、田後漁業協同組合、京都府道路公社、兵庫県道路公社

#### (2) 山陰海岸ジオパーク鳥取県連絡協議会

山陰海岸ジオパークの取り組みをさらに充実させるため、鳥取県内の推進体制を図ることを目的とし、平成22年1月25日に設立した。

（山陰海岸ジオパーク鳥取県連絡協議会構成団体）

市 町	岩美町、鳥取市
県	鳥取県生活環境部緑豊かな自然課、鳥取県地域振興部東部振興監東部振興課
団 体	(社)鳥取市観光コンベンション協会、鳥取商工会議所、鳥取市東商工会、鳥取市西商工会、鳥取但馬会、鳥取信用金庫、鳥取銀行、鳥取県漁業協同組合、岩美町観光協会、岩美町商工会

(3) 拠点施設の充実

鳥取砂丘ジオパークセンター、湖山池情報プラザの運営。

(4) ガイド養成

福部町から青谷町まで鳥取市内のジオパークエリア内で11のガイド団体が活動。

山陰海岸ジオパーク全域や鳥取県内でのガイド研修会・交流会の開催。

(5) ジオサイトの保護・保全活動

鳥取砂丘一斉清掃、鳥取砂丘ボランティア除草、湖山池周辺一斉清掃等との連携。

鳥取大学・韓国南ソウル大学の海岸漂着物回収、鳥取環境大学の研究事業等への支援・協力。

(6) 教育・啓発活動

小中学校、地区公民館等で行う出前講座、現地学習会への講師派遣。

小学校の校外学習に必要な貸切バスの借り上げ及び学習用パンフレットの配布。

(7) ジオツーリズム・地域特産物の開発・商品化の支援

平成25年度までは鳥取市観光産業育成支援事業補助金による支援協力を行ってきた。平成26年度からは、山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金制度を整備し、山陰海岸ジオパークを活用した事業への支援を行っている。(補助対象については、別表参照)

また、山陰海岸ジオパークのロゴマーク使用を許可し地域特産物の開発・商品化の支援を行っている。

(8) 広報・普及活動

パネル展の実施、パンフレットの配布、ホームページの充実

【平成25年度決算額】 23,727千円

【平成26年度予算額】 29,298千円

(別表 山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金補助対象一覧)

1 対象事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
産業振興につながる事業	山陰海岸ジオパークを活用した取組みを行う者	・販売目的で実施する事業で、ジオパークをPRする土産物や飲食品の開発及びその商品のPRに要する経費 ・その他、産業振興につながる事業に要する経費	4/5	20万円
ジオツーリズムの振興につながる事業	同上	・山陰海岸ジオパーク地域内で実施される体験メニューやガイド解説等を盛り込んだツアーで、将来的に地域資源を活用したジオツーリズムの定着につながると認められる事業に要する経費 ・その他、ジオツーリズムの振興につながると認められる事業に要する経費	同上	20万円
受入れ態勢の向上につながる事業	同上	・ジオサイトの整備充実(多言語化含む。)を図るために必要な経費 ・顧客満足度調査等今後のもてなしの向上につながる事業に必要な経費 ・各地のジオサイトを結びつけ交通の利便性向上のための整備に必要な経費 ・山陰海岸ジオパークを紹介するために製作される、看板の製作及び既存看板の刷新等に要する経費(設置に伴う既存看板の撤去費含む。) ・ガイドの育成に関する経費 ・その他、受入れ態勢の向上につながると認める経費	同上	20万円

1 対象事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率	5 限度額
普及・啓発の推進につながる事業	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会、講演会等地元の機運醸成や知識の向上につながる事業に必要な経費</li> <li>・県内外で開催されるイベント等の実施経費</li> <li>・その他、普及・啓発を行うために必要な経費</li> </ul>	同上	40万円

## 2. 鳥取市鳥取砂丘砂の美術館（鳥取市福部町2083-17）

平成24年4月9日、鳥取市鳥取砂丘情報館と鳥取砂丘砂の美術館を一体化し、施設管理を実施。鳥取砂丘情報館と砂像展示室に大別される。

利用条件等：午前9時～午後8時（会期中は休館日なし）

鳥取砂丘情報館は入館無料

砂像展示室は一般600円、小中高校生300円

敷地面積：16,785.91㎡（延床面積3,735.35㎡）

開館：平成24年4月14日

指定管理者：一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会

指定期間：平成24年4月9日から平成28年3月31日

利用者数：平成21年度170,679人 平成22年度414,323人  
（砂の美術館）平成24年度526,768人 平成25年度555,355人

※平成24年4月9日、鳥取市鳥取砂丘情報館と鳥取砂丘砂の美術館を一体化し、施設管理を実施。

※平成25年、砂の美術館展望駐車場を整備。駐車可能台数は、一般184台、バス6台。事業費142,870千円。

## 観 光 活 動（観光コンベンション推進課）

### 1. 誘客活動

コンベンション誘致を推進するため、首都圏でのコンベンション誘致懇談会や県との連携による旅行関係者招致懇談会に参加し、本市のPRと営業活動を行う。また、関西圏からの観光客の増加を図るためのPR活動や、鳥取市関西事務所による誘客プランの企画立案や営業活動、広報宣伝などを実施し、観光客の誘客を図る。

### 2. イベント等の充実

市内で開催されるイベントの充実を図るため、鳥取しゃんしゃん祭、花火大会、お城まつり・桜まつり、吉岡温泉ホテル祭りなど各地域の観光イベント開催を支援する。また、観光事業を効果的に推進するため、鳥取市観光コンベンション協会が実施する各種事業を支援する。

### 3. 観光入込客数調査

観光施策の効果を測定するとともに、今後の施策策定の際の基礎資料とするため、鳥取砂丘（カウンター7台を設置）、鳥取しゃんしゃん祭において観光入込客数のカウントやアンケート調査を実施する。

また、宿泊施設や文化施設などの協力を得て、観光入込客数調査を行う。

鳥取市観光客数・宿泊客数（延人数）推移

【観光客数】

（単位：人）

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
自然	1,451,497	1,365,246	1,220,457	1,237,934	1,405,502
文化・歴史	733,752	843,952	685,008	1,005,325	891,741
産業観光	2,132,311	1,957,901	2,309,150	2,223,827	2,353,284
スポーツ・レクリエーション	447,509	446,585	425,032	405,625	441,342
温泉	463,924	453,349	434,193	364,947	437,049
買い物	625,770	591,852	965,243	1,160,584	1,258,934
行・祭事	253,600	593,200	525,000	496,400	474,400
イベント	721,153	621,546	211,336	915,882	998,828
合計	6,829,516	6,873,631	6,775,419	7,810,524	8,261,080

〔調査地点数〕 [72] [90] [87] [86] [92]

【宿泊客数】

（単位：人）

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
合計	368,135	333,151	326,956	341,066	361,627

[31] [29] [30] [30] [30]

#### 4. 受け入れ体制の整備

観光客をあたたく迎えるホスピタリティーの醸成と市民主体の観光振興を図るため、観光ボランティアガイドを養成する。また、ホスピタリティーを学んだ観光マイスターを育成するため、観光ハイヤー乗務員や旅館・ホテルの従業員などの観光関係業者を対象にして鳥取市観光コンベンション協会が実施している観光大学事業を支援する。

## 観光宣伝推進（観光コンベンション推進課）

### 1. 広告宣伝

本市の観光をPRするため、鳥取空港電照板、智頭急行車内広告などの設置及びTV、新聞、雑誌、ラジオスポットによる宣伝活動を行う。

### 2. 情報発信

鳥取市の観光情報の発信を図るため、鳥取県観光連盟などとの連携による東京・名古屋・大阪での観光情報説明会の開催、首都圏、中京圏、関西圏、中四国、九州圏の各圏内の旅行会社へ観光素材の売り込み、目的に応じた観光パンフレットなどの作成、ホームページの管理及び更新を行う。また、市外在住で鳥取市出身又は鳥取市に縁のある方を「鳥取市観光大使」に任命し、積極的かつ日常的な情報発信を行う。また、外国人観光客誘致の推進として、国内外等で開催される観光商談会に参加し、海外に向けても本市の魅力をPRする。

### 3. イベント交流

イベントを通じた相互交流と本市の観光PRを図るため、姫路市・岩国市・郡山市・釧路市等の姉妹都市や、HOT連携を構成する岡山市などの隣県他都市で開催されるイベントへの参加や、大阪等関西圏でのイベントなどにおいて、しゃんしゃん傘踊りの派遣や特産品のPRや販売を実施する。

### 4. 広域観光連携

コンベンション誘致や情報発信・情報収集を効果的に推進するため、各種団体に加盟して、運営費の一部又は会費を負担し、広域的な観光連携の取り組みを進める。主な団体としては、とっとりコンベンションビューロー、鳥取県観光連盟、山陰観光連盟、日本観光協会、国際観光振興機構（J N T O）、因幡・但馬・丹後観光協議会などである。

### 5. 観光サイン設置

市内全域の観光案内看板を次のように整備を行い、観光情報発信及び観光客のスムーズな誘導を行う。

- ・新規観光案内看板の設置
- ・既存の観光案内看板の内容更新
- ・老朽化した観光案内看板の修繕・建て替え

## 観光産業育成支援（観光コンベンション推進課）

### 1. 観光産業育成支援事業

基幹産業として観光産業を確立するため、意欲のある民間事業者の積極的な取り組みに対し支援を行っていくことにより、本市観光事業者の育成及び経済活性化を目指す。（別表参照）

### 2. 観光白書

本市の観光の現状や課題及び方向性について論述し、体系的に整理することで、観光施策の重要なガイドラインとして、今後の観光施策に反映させていくことを目的とする。（毎年発行）

	1 補助対象事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額	6 摘要	
1 観光施設改修に係る事業	快適観光施設改修事業	○高齢者、障がい者等が快適に観光施設を利用できるようバリアフリーに配慮した環境の整備又は環境負荷軽減に対応した整備を行う事業のうち、次に掲げるもの (1) 施設内における段差解消、スロープ等の設置 (2) トイレ、風呂の改修 (3) 手すり、階段昇降機の設置 (4) 点字表示、ブロックの整備 (5) 音声対応装置の導入 (6) 滑り止め防止、移動促進のための床材・扉素材への変更 (7) その他観光施設を快適化するために行う必要な整備	観光施設運営事業者 観光宿泊施設運営事業者 観光飲食事業者	消耗品費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、広告費、手数料、委託料、借上料、工事請負費、備品購入費	1/2	40万円	対象となる観光施設は、観光客の動線上に限るものとする。
	鉱泉源維持管理事業	○安定的に温泉を提供するため、鉱泉源を維持し、及び管理する事業のうち、次に掲げるもの (1) 揚水ポンプの取替え、温泉貯留施設の改修等整備（メンテナンス整備は除く。） (2) 温泉配管改修に係る整備 (3) その他安定的に温泉を提供するために必要な整備	観光施設運営事業者 観光宿泊施設運営事業者 観光飲食事業者	工事請負費、修繕費、消耗品費、借上料、委託料	1/2	40万円	
	温泉施設改修事業	○温泉施設の整備改修により魅力を高め、観光客の誘客を図る事業（事業費が200万円以上のものに限る。）	観光施設運営事業者 観光宿泊施設運営事業者 観光飲食事業者	工事請負費、修繕費、消耗品費、借上料、委託料	1/10	40万円	
2 観光客誘客・広報宣伝に係る事業	おもてなし向上事業	○観光客のおもてなしの向上に資する事業のうち、次に掲げるもの (1) 観光情報サイトの整備・充実 (2) 顧客満足度調査の実施等 (3) 研修会・講演会の実施 (4) その他おもてなしの向上につながる事業	観光施設運営事業者 観光宿泊施設運営事業者 観光飲食事業者 観光協会 商業者 商工会議所 商工会 任意の商店会等 旅客自動車運送事業者 金融機関	旅費、謝金、消耗品費、材料費、広告費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、借上料、工事請負費、備品購入費、委託料、雑役務費	2/3	20万円	過去に同様の事業について本補助金の交付の決定を受けた者（所在地及び代表者その他の構成員が同じである等同一の者と認められるものを含む。）にあっては、補助限度額を10万円とし、原則として1回限り補助対象とする（市の観光施策と連携して行うものを除く。）。
	外国人観光客誘客促進事業	○外国人観光客が快適に施設を利用できるよう環境を整える事業のうち、次に掲げるもの (1) 施設内における案内板の多言語化 (2) 国際的に対応可能な金融決済システムの導入 (3) ホームページ、パンフレット等の多言語化 (4) 有料通訳サービスの利用 (5) 情報発信ツールとしてのインターネット整備 (6) その他外国人観光客誘客に効果があると思われる事業	観光施設運営事業者 観光宿泊施設運営事業者 観光飲食事業者 商業者 旅客自動車運送事業者 金融機関	謝金、消耗品費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、広告費、手数料、委託料、借上料、工事請負費、備品購入費、雑役務費	1/2	20万円	過去に同様の事業について本補助金の交付の決定を受けた者（所在地及び代表者その他の構成員が同じである等同一の者と認められるものを含む。）にあっては、補助限度額を10万円とし、原則として1回限り補助対象とする（市の観光施策と連携して行うものを除く。）。

1 補助対象事業		2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額	6 摘要	
2 観光客誘客・広報宣伝に係る事業	観光商品開発・販路開拓事業	<p>○観光客の誘客等のための新たな観光商品を開発し、全国・全世界に向けて販路開拓を推進する事業のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) ニューツーリズム等による旅行商品・旅行ルートの開発及び販路開拓</p> <p>(2) 二次交通の整備を行い、各地の観光資源を結びつけるようなルートの開発</p> <p>(3) 外国メディアを活用したツアー企画商品の開発及び販路開拓</p> <p>(4) 鳥取の自然、食、伝統、文化を再認識させるような観光商品の開発及び販路開拓</p> <p>(5) その他観光客の誘客に効果があると思われる観光商品開発及び販路開拓</p>	<p>観光施設運営事業者 観光宿泊施設運営事業者 観光飲食事業者 商工会議所 商工会 観光協会 商業者 まちづくり会社 旅客自動車運送事業者 金融機関</p>	<p>謝金、旅費、賃金、消耗品費、光熱水費、広告費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、借上料、工事請負費、備品購入費、雑役務費</p>	2/3	20万円	<p>(1) 中山間地の振興を図る事業及び砂の美術館を推進する事業については、補助率を4/5とする。</p> <p>(2) 過去に同様の事業について本補助金の交付の決定を受けた者(所在地及び代表者その他の構成員が同じである等同一の者と認められるものを含む。)にあつては、補助限度額を10万円とし、原則として1回限り補助対象とする(市の観光施策と連携して行うものを除く。)</p>
	観光客誘客イベント事業	<p>○市内で、観光客の誘客を目的としたイベント等を開催し、宿泊客の増加や本市への誘客を図る事業のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 「砂の美術館」と連携して取り組むイベント、企画等</p> <p>(2) 鳥取の食材を活用したイベント等</p> <p>(3) その他観光客の誘客が見込まれるイベント</p>	<p>観光施設運営事業者 観光宿泊施設運営事業者 観光飲食事業者 商工会議所、商工会 観光協会 商業者、商店街振興組合 商店街振興組合連合会 事業協同組合 任意の商店会等 まちづくり会社、NPO 旅客自動車運送事業者 金融機関</p>	<p>謝金、賃金、消耗品費、光熱水費、材料費、広告費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、借上料、工事請負費、委託料、雑役務費</p>	2/3	40万円	<p>(1) 中心市街地において実施する事業については、補助率を4/5とする。</p> <p>(2) 過去に同様の事業について本補助金の交付の決定を受けた者(所在地及び代表者その他の構成員が同じである等同一の者と認められるものを含む。)にあつては、補助限度額を20万円とし、原則として1回限り補助対象とする(市の観光施策と連携して行うものを除く。)</p>
	観光鳥取PR事業	<p>○県外で開催されるイベント及び県外へ情報発信することを目的とした事業等を通じて、本市の観光資源(料理、伝統行事、伝統工芸等を含む。)をPRすることにより、観光客の増加を図る事業のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 鳥取の観光素材や観光資源である物産等の販売及びPRを行う事業</p> <p>(2) 県外又は海外の旅行代理店等に対して営業活動を実施する事業</p> <p>(3) 鳥取の伝統芸能、工芸等を広くPRする事業(経済産業大臣、鳥取県知事又は鳥取市長が郷土芸能・工芸品として認めたものに係るものに限る。)</p>	<p>観光施設運営事業者 観光宿泊施設運営事業者 観光飲食事業者 観光協会 商業者 伝統芸能・工芸普及事業者 事業協同組合 旅客自動車運送事業者 金融機関</p>	<p>旅費、印刷製本費、消耗品費、光熱水費、通信運搬費、手数料、保険料、各種借上料、委託料、広告費、謝金、雑役務費</p>	2/3	20万円	<p>(1) 屋台・露天等における広報宣伝事業(観光資源である物産等の販売を行うものを除く。)を除く。</p> <p>(2) 砂の美術館の推進を図る事業については、補助率を4/5とする。</p> <p>(3) 過去に同様の事業について本補助金の交付の決定を受けた者(所在地及び代表者その他の構成員が同じである等同一の者と認められるものを含む。)にあつては、補助限度額を10万円とし、原則として1回限り補助対象とする(市の観光施策と連携して行うものを除く。)</p>

## 観光施設管理（観光コンベンション推進課）

本市の観光振興を図るため、観光施設の維持管理を行う。

### 1. 鳥取市柳茶屋キャンプ場（鳥取市浜坂）

利用条件等：当日現地受付（年中利用可） 無料

施設・設備：広場型（50張相当）、炊事棟、公衆トイレ

敷地面積：9,790㎡

開設：昭和53年4月1日

利用者数：平成23年5,386人 平成24年4,366人 平成25年3,794人

### 2. 鳥取市河原町お城山展望台「河原城」（鳥取市河原町谷一木）

利用条件等：午前10時～午後6時（毎週月曜日休館） 入館無料

敷地面積：2,900㎡（延床面積 794.44㎡）

開館：平成6年9月9日

指定管理者：風土資産研究会

指定期間：平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

利用者数：平成23年度31,762人 平成24年度32,126人 平成25年度 34,345人

### 3. 鳥取市流しびなの館（鳥取市用瀬町別府）

利用条件等：午前9時～午後5時（毎週水曜日休館） 一般300円ほか

敷地面積：5,792.70㎡（延床面積 1,523.19㎡）

開館：昭和63年4月18日（平成4年に観光物産センターを追加設置）

指定管理者：一般財団法人用瀬町ふるさと振興事業団

指定期間：平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

利用者数：平成23年度11,627人 平成24年度10,642人 平成25年度 10,642人

### 4. 鳥取市山王谷キャンプ場（鳥取市佐治町中）

利用条件等：要予約（12月から3月は閉鎖） 個人300円ほか

施設・設備：テントサイト17、炊事棟、休憩所、公衆トイレ、シャワールーム

敷地面積：14,475㎡

開設：平成8年7月29日

指定管理者：株式会社さじ式拾壺

指定期間：平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

利用者数：平成23年度870人 平成24年度1,308人 平成25年度 573人

### 5. 鳥取市佐治町たんぼり荘（鳥取市佐治町中）

利用条件等：休憩 午前9時～午後5時（12月から3月休館）

宿泊 午後4時～翌日午前10時 小学生以上1人1泊3,780円ほか

敷地面積：2,721㎡（延床面積 380.20㎡）

開館：昭和54年4月1日

指定管理者：株式会社さじ式拾壺

指定期間：平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

利用者数：平成23年度 677人 平成24年度1,621人 平成25年度2,079人

## 6. 鳥取市気高町遊漁センター（鳥取市気高町八束水）

利用条件等：休憩 午前10時～午後9時（毎週火曜日休館） 大人378円ほか

宿泊 午後4時～翌日午前10時 大人3,240円ほか

敷地面積：2,868.75㎡（延床面積 975.54㎡）

開館：昭和55年4月1日

指定管理者：有限会社遊漁

指定期間：平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

利用者数：平成23年度8,521人 平成24年度9,573人 平成25年度10,237人

## 7. 浜村温泉館（鳥取市気高町浜村）

利用条件等：午前10時～午後10時（毎月第1水曜日休館） 一般430円ほか

敷地面積：5,474.77㎡（延床面積 1,995.11㎡）

開館：平成15年4月25日（平成16年に増築設置）

指定管理者：特定非営利活動法人気多の權

指定期間：平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

利用者数：平成23年度 61,559人 平成24年度58,222人 平成25年度53,859人

## 8. 鳥取市国民宿舎山紫苑（鳥取市鹿野町今市）

利用条件等：休憩 午前10時～午後2時（休館日なし）

宿泊：午後4時～翌日午前10時 大人1人1泊4,230円から

敷地面積：9,011.40㎡（延床面積 本館2,031.00㎡、新館1,928.50㎡）

開館：本館 昭和47年4月5日 新館 平成6年6月1日

指定管理者：株式会社ふるさと鹿野

指定期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

利用者数：平成23年度 32,194人 平成24年度32,604人 平成25年度32,244人

## 9. しかの温泉館「ホットピア鹿野」（鳥取市鹿野町今市）

利用条件等：午前10時～午後10時（毎月第1木曜日休館） 一般430円ほか

敷地面積：3,593.13㎡（延床面積 649.94㎡）

開館：平成5年6月1日

指定管理者：株式会社ふるさと鹿野

指定期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

利用者数：平成23年度 89,671人 平成24年度91,783人 平成25年度88,624人

## 10. 鳥取市鹿野往来交流館「童里夢」（鳥取市鹿野町鹿野）

利用条件等：午前9時30分～午後5時30分（休館日なし）

敷地面積：1,647㎡（延床面積 411.90㎡）

開館：平成22年4月3日

指定管理者：株式会社ふるさと鹿野

指定期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

利用者数：平成23年度 17,637人 平成24年度20,588人 平成25年度 16,012人

#### 11. 道の駅神話の里白うさぎ（鳥取市白兔）

敷地面積：12,684㎡（延床面積 1,330㎡）

開館：平成18年4月21日

指定管理者：有限会社むらかみ

指定期間：平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

利用者数：平成23年度 604,046人 平成24年度 632,902人 平成25年度 658,040人

#### 12. 道の駅清流茶屋かわはら（鳥取市河原町高福）

敷地面積：18,059㎡（延床面積 1,519㎡）

開館：平成18年4月21日

指定管理者：株式会社ドリームかわはら

指定期間：平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

利用者数：平成23年度 1,361,083人 平成24年度1,410,690人 平成25年度1,505,328人